



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1080	平成23年度地籍調査事業計画の一部変更	(地域政策課).....	1
1081	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	3
1082	〃	( 〃 ).....	3
1083	〃	( 〃 ).....	4
1084	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	4
1085	〃	( 〃 ).....	4
1086	〃	( 〃 ).....	5
1087	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	( 〃 ).....	5
1088	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	( 〃 ).....	5
1089	障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による業務を行う者の変更の届出	(労働政策課).....	6
1090	引の池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	6
1091	肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新	(果樹園芸課).....	7
1092	保安林の指定	(森林整備課).....	7
1093	〃	( 〃 ).....	8
1094	〃	( 〃 ).....	8
1095	〃	( 〃 ).....	8
1096	〃	( 〃 ).....	9
1097	〃	( 〃 ).....	9
1098	道路の区域変更	(道路保全課).....	10

## 告 示

### 和歌山県告示第1080号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成23年度地籍調査事業計画（平成23年和歌山県告示第348号）の一部を、次のとおり変更した。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項 目		変 更 前	変 更 後
調 査 地 域	郡 市 名	紀の川市	紀の川市
	町 村 名		
	調査地域名	上野 東大井の一部 久留壁の一部 西大井の一部 田中馬場 花野 尾崎	上野 東大井の一部 久留壁の一部 西大井の一部 田中馬場 花野 尾崎

	粉河の一部 猪垣の一部 中津川の一部 中山の一部 藤井の一部 嶋 深田 別所 松井 下鞆渚の一部 中鞆渚の一部 名手上の一部 名手市場の一部 桃山町神田の一部 桃山町最上の一部 桃山町調月の一部 桃山町大原の一部 桃山町善田の一部 桃山町黒川の一部 貴志川町長原の一部 貴志川町長山の一部 貴志川町鳥居の一部	粉河の一部 猪垣の一部 中津川の一部 中山の一部 藤井の一部 嶋 深田 別所 松井 下鞆渚の一部 中鞆渚の一部 名手上の一部 名手市場の一部 桃山町神田の一部 桃山町最上の一部 桃山町調月の一部 桃山町善田の一部 桃山町黒川の一部 貴志川町長原の一部 貴志川町長山の一部 貴志川町鳥居の一部 北長田の一部
郡市名	岩出市	岩出市
町村名		
	境谷 高塚の一部 中黒の一部 水栖の一部 清水の一部 備前 西野の一部 高瀬 宮 野上野の一部 曾屋	境谷 高塚の一部 中黒の一部 水栖の一部 清水の一部 備前 西野の一部 高瀬 宮 野上野の一部 曾屋 金屋 中迫の一部 畑毛
郡市名	有田川町	有田川町
町村名		
	大字日物川の一部 大字遠井の一部 大字生石の一部 大字川口の一部 大字金屋の一部 大字中井原 大字板尾の一部 大字杉野原の一部 大字三田の一部 大字彦ヶ瀬 大字小原の一部 大字久野原の一部 大字宇井苔の一部 大字井谷の一部	大字日物川の一部 大字遠井の一部 大字生石の一部 大字川口の一部 大字金屋の一部 大字中井原 大字板尾の一部 大字杉野原の一部 大字三田の一部 大字彦ヶ瀬 大字小原 大字久野原の一部 大字宇井苔の一部 大字井谷の一部 大字尾上

			大字中の一部 大字修理川の一部 大字谷の一部
--	--	--	------------------------------

**和歌山県告示第1081号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年11月28日まで縦覧に供する。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成23年9月26日

## 2 名称

特定非営利活動法人あすか

## 3 代表者の氏名

奥優

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山市西庄364番地 YM西庄ビル

## 5 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな就職困難者に対し、自立できるための就労訓練やキャリア形成支援、無料職業紹介に関する事業を行なうとともに企業が求める人材を育成し、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1082号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年11月28日まで縦覧に供する。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成23年9月26日

## 2 名称

特定非営利活動法人燦愛福祉会

## 3 代表者の氏名

岡本薫

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市湊本町1丁目10番地の1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障害福祉サービス事業を行い、常に適切かつ有効な支援を創造し、多様なサービスが障害者の意向を尊重して提供されるよう創意工夫することにより、障害者が尊厳を保ちつつ地域で自立して豊かに暮らしていけるように支援し、障害者とその家族が安心して暮らしていくための支援を推進す

ると共に、特に自閉症の人に対する支援の拠点として特殊化した支援の構築と発信に努め、社会資源の一つとして地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第1083号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年11月29日まで縦覧に供する。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成23年9月29日

2 名称

特定非営利活動法人ひまわり

3 代表者の氏名

松田功

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町遠井992番地

5 定款に記載された目的

この法人は、西八幡地区民に対して、福祉の増進及び経済活動の活性化に関する事業を行い、地区住民の生活の安心と利便性に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第1084号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011400342	作業所あかり	海南市名高449	生活介護	特になし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	上富田町岩田2456-1	平成23.10.1	平成29.9.30
			就労継続支援B型					

### 和歌山県告示第1085号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011800194	就労支援事業所すばる	岩出市高塚53	就労継続支援A型	特になし	社会福祉法人和歌山県	上富田町岩田2456-1	平成23.10.1	平成29.9.30

			就労継続支援B型		福祉事業団		
--	--	--	----------	--	-------	--	--

## 和歌山県告示第1086号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012400010	日置川みどり園	西牟婁郡白浜町大古759-1	短期入所	知的障害者	社会福祉法人紀伊の郷	西牟婁郡白浜町大古759-1	平成23.10.1	平成29.9.30

## 和歌山県告示第1087号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
ファミリー薬局	和歌山市和歌浦西1丁目7-1	岩本隆司	平成23.10.1

## 和歌山県告示第1088号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3022400042	ほわいとホーム	共同生活介護・共同生活援助	事業所の主たる事務所の所在地変更	田辺市たきない町22-15	田辺市下三栖1475-201	平成23.8.25
3022200228	サンヒルズ	共同生活介護・共同生活援助	事業所の主たる事務所の所在地変更	田辺市たきない町22-15	田辺市下三栖1475-201	平成23.8.25
3022250231	第2ゆうあいホーム	共同生活介護・共同生活援助	事業所の主たる事務所の所在地変更	田辺市たきない町22-15	田辺市下三栖1475-201	平成23.8.25
3022250207	こどうの家	共同生活介護・共同生活援助	事業所の主たる事務所の所在地変更	田辺市たきない町22-15	田辺市下三栖1475-201	平成23.8.25

3022100 030	みなべ鹿島ホー ム	共同生活介 護・共同生 活援助	事業所の主たる 事務所の所在地 変更	田辺市たきない町22-1 5	田辺市下三栖1475-201	平成 23.8.25
----------------	--------------	-----------------------	--------------------------	-------------------	----------------	---------------

## 和歌山県告示1089号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を行う者から次のとおり事務所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 社会福祉法人和歌山県福祉事業団
- 2 事務所の名称 海草圏域障害者就業・生活支援センターるーと
- 3 事務所の所在地  
(変更前) 和歌山県海南市名高509-5 河西ビル104  
(変更後) 和歌山県海南市名高449
- 4 変更年月日 平成23年10月1日

## 和歌山県告示第1090号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により引の池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 退任した役員（平成23年8月17日退任）

職名	氏名	住所
理事	岡本善和	橋本市高野口町伏原1145番地
理事	楠本巧	橋本市高野口町伏原795番地
理事	北岡利夫	橋本市高野口町伏原924番地の3
理事	吉田稔	橋本市高野口町伏原482番地
理事	福井博一	橋本市高野口町伏原631番地
理事	山本昌孝	橋本市高野口町小田212番地
理事	山本勝彦	橋本市高野口町小田300番地の1
理事	堀和雄	橋本市高野口町名古曾673番地
理事	西岡甚夫	橋本市高野口町名古曾818番地
理事	寺本忠行	橋本市高野口町名古曾207番地
理事	氏岡博	橋本市高野口町名古曾463番地の7
理事	北本進	橋本市高野口町名古曾1183番地
理事	丸山勲	橋本市高野口町応其239番地
理事	奥野満	橋本市神野々309番地の3
監事	辻脇均	橋本市高野口町小田316番地
監事	岩城正之	橋本市高野口町応其308番地
- 2 就任した役員（平成23年8月18日就任）

職名	氏名	住所
理事	岡本善和	橋本市高野口町伏原1145番地
理事	北岡利夫	橋本市高野口町伏原924番地の3

理事 川瀬勇一郎 橋本市高野口町伏原991番地  
 理事 吉田稔 橋本市高野口町伏原482番地  
 理事 福井博一 橋本市高野口町伏原631番地  
 理事 山本昌孝 橋本市高野口町小田212番地  
 理事 山本勝彦 橋本市高野口町小田300番地の1  
 理事 堀和雄 橋本市高野口町名古屋673番地  
 理事 西岡甚夫 橋本市高野口町名古屋818番地  
 理事 寺本忠行 橋本市高野口町名古屋207番地  
 理事 氏岡博 橋本市高野口町名古屋463番地の7  
 理事 田中小夜子 橋本市高野口町名古屋1171番地1  
 理事 丸山勲 橋本市高野口町応其239番地  
 理事 奥野満 橋本市神野々309番地の3  
 監事 辻脇均 橋本市高野口町小田316番地  
 監事 岩城正之 橋本市高野口町応其308番地

和歌山県告示第1091号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第783号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料K	窒素全量4.0 りん酸全量1.0	公定規格のとおり	和歌山ノーキョー食品工業株式会社 和歌山県海南市日方1520番地	平成26.9.30
和歌山県第784号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料M	窒素全量4.0 りん酸全量1.0	公定規格のとおり	和歌山ノーキョー食品工業株式会社 和歌山県海南市日方1520番地	平成26.9.30

和歌山県告示第1092号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田市宮崎町字宮ノ谷610の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並び

に有田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1093号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字沼字一里塚952の4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1094号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字宇井苔字滝尻23の1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1095号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡串本町上田原字野ヲ瀬2601の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字野ヲ瀬2601の2（次の図に示す部分に限る。）



イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1096号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町松根字惣谷ノ世戸2090から2092まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字惣谷ノ世戸2090から2092まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1097号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市上秋津字川中口1405
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川中口1405(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並

びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1098号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 上富田すさみ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
西牟婁郡すさみ町大字江住字石行1185番97地先から同町大字江住字濱地1520番1地先まで	旧	3.80 } 11.40	1,019.00	
同上	新	3.80 } 11.40	1,019.00	
西牟婁郡すさみ町大字江住字石行1185番97地先から同町大字江住字上ミ平見886番1地先まで	新	6.80 } 71.80	1,340.00	1号橋 (仮称) L=31.70 2号橋 (仮称) L=99.00